

2018 年税制改正による自社株を対価とする買収に係る株式譲渡益課税の繰延べ

Issue 106, January 2018

In brief

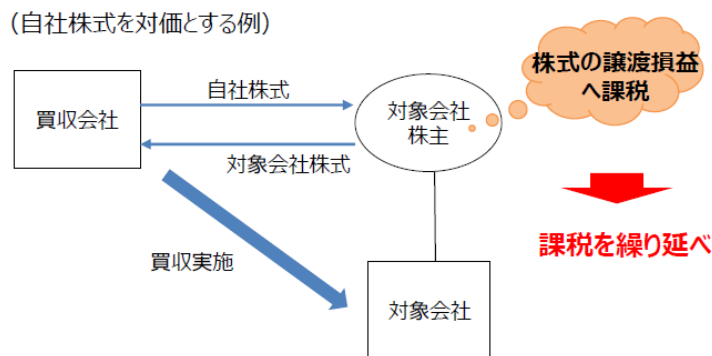
2017 年 12 月 22 日に平成 30 年度税制改正の大綱(以下、「2018 年度税制改正大綱」)が閣議決定されました。2018 年度税制改正大綱では、著しい生産性向上等を実現するためには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中、事業ポートフォリオの転換等を進めていくことが重要であるとし、これらの特定の事業再編を強力に推し進めていく観点から、自社株を対価とした買収のうち一定のものについて、株式の交換に応じた株主に対する譲渡損益課税の繰延べの措置を講ずることとされています。

我が国でも自社株を対価とする TOB は 2011 年に解禁されていますが、買収対象会社の株主が買収対象会社株式を譲渡する際に生ずる課税負担に対して納税資金を確保しなければならない等の障害があり、欧米では一般的となっている自社株対価 TOB はほとんど行われていないのが現状です。今回の税制の手当により、我が国でも自社株を対価とした買収による事業再編の円滑化が実現されることが期待されます。

In detail

1. 新制度(特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設)の概要

今後改正が見込まれる産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の認定を同法の改正法の施行の日から平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)により、法人株主がその有する株式(出資を含みます。)を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上は繰り延べられることとされます。個人株主が特別事業再編によりその有する株式等を譲渡して、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合にも同様に、譲渡所得に対する課税は繰り延べられることとされます。



(出所:経済産業省 平成 30 年度 経済産業関係 税制改正について)

2. 認定の対象とされる予定の特別事業再編計画

本制度によって支援の対象とされる計画の認定は、今年度の通常国会に提出されている改正産業競争力強化法に基づく計画認定の枠組みで行われ、認定計画に基づく買収について課税繰延措置が講じられる予定ですが、計画認定の対象とされることが想定されている事業活動は以下の3つのタイプのうち大規模な買収原資が必要なものです。いずれの事業活動も、「未来投資戦略 2017」及び「新産業構造ビジョン」を踏まえ、新需要を相当程度開拓するとともに、著しい生産性向上を達成するための取組として、特に政策的意義が高いとされるものです。

(1) 新市場開拓事業活動

第4次産業革命により飛躍的成長が見込まれる未来投資戦略 2017 の「戦略5分野」(①移動革命の実現、②サプライチェーンの次世代化、③FinTech、④健康寿命の延伸、⑤快適なインフラ・まちづくり)等において、買収によって獲得する革新的な技術等を用いた新事業活動は、「新市場開拓事業活動」として認定の対象とされることが想定されます。例としては、自動車部品メーカー(自動運転)、メガベンチャー等が想定されます。

(2) 価値創出基盤構築事業活動

買収により獲得した経営資源を活用し、幅広い事業分野の事業者に必要な不可欠なものとして利用される商品又は役務を販売・提供する新事業活動は、「価値創出基盤構築事業活動」として認定の対象とされることが想定されます。例としては、プラットフォーム等が想定されます。

(3) 中核的事業強化事業活動

買収により事業ポートフォリオの転換(中核的事業の比率の一定以上の向上)を図る新事業活動は、「中核的事業強化事業活動」として認定の対象とされることが想定されます。例としては、多角化している大企業、大規模業界再編を行う企業等が想定されます。

3. 自社株対価M&Aの活用

欧米においては、大規模買収の対価として株式が用いられることは一般的であり、M&Aの円滑な実施の手法の一つとして活用されている例が多く見られますが、我が国では、2011年の産業活力再生措置法改正、2014年の産業競争力強化法により自社株対価TOBの利用促進のための特例手続が設けられ、自社株を対価とするTOBが活用されることが期待されましたが、これまでTOBの対価として実際に自社株が用いられたことはほとんどないのが現状です。これは、買収対象会社の株主に生ずる株式譲渡益に対する課税負担やその納税資金確保のために買収会社株式が売却されることによる株価下落懸念が足かせとなっているものと考えられますが、今回の税制改正により、これまで最大のネックとなっていた買収対象会社の株主における株式譲渡益課税が繰り延べられることになるため、自社株を対価とした事業再編が円滑化し、日本企業の迅速かつ大胆な事業ポートフォリオの転換が進んでいくことが期待されます。特に、以下のような点につき、買収対価に自社株を活用することの効果が発揮されるものと考えられます。

- ✓ 株式市場で将来の成長が期待されているものの足元で資金に余裕のない新興企業等にとっても買収が行いやすくなるため、M&Aの拡大が期待される
- ✓ 銀行借入れでの資金調達に制約がある場合でも、買収が可能となる
- ✓ 買収に際して現金の流出がないことにより、手元資金を設備投資や人件費等の他の用途に回せるようになるため、M&A以外の資金需要への対応が可能となる
- ✓ 「売り手」である対象会社株主が買収企業株主となるため、買収後も「売り手」がM&Aによるシナジーを享受することができるとともに、「売り手」にもM&A後の企業価値向上へのインセンティブが生じるため、「売り手」と「買い手」の協働による企業価値向上が期待される

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@jp.pwc.com

パートナー

山岸 哲也

080-1114-3872

tetsuya.t.yamagishi@jp.pwc.com

パートナー

高野 公人

080-1114-4491

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。